

## 防災訓練実施結果報告書

2019年12月24日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

氏名 ニュークリア・デベロップメント株式会社

取締役社長 山内 純一

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	ニュークリア・デベロップメント株式会社 茨城県那珂郡東海村舟石川 622 番地 12	
防災訓練実施年月日	2019年10月1日	別紙2のとおり
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	燃料集合体をクレーンで移動していた際に誤って燃料集合体を落下させ、燃料棒が破損、放射性ガスが環境に放出され、原子力災害対策特別措置法第15条該当事象に至る原子力災害を想定。	臨界事故、放射性ガス放出等の原子力災害発生時の情報連携。
防災訓練の項目	総合訓練	要素訓練
防災訓練の内容	(1) 総合防災訓練 (2) 通報訓練 (3) 招集訓練 (4) モニタリング訓練 (5) 除染作業訓練 (6) 避難誘導訓練	(1) 臨界事故想定訓練 (2) 対策本部－防護隊情報共有訓練 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練 (4) 通報訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本防災訓練は、原子力事業者防災業務計画 第 2 章 第 7 節「防災訓練の実施」に基づき実施したものである。

## 1. 防災訓練の目的

重大事故等が発生した状況下において、原子力防災組織が有効に機能し、事故収束のための緊急時対応能力の習熟を図ること並びに改善点の抽出を行い更なる実効性向上を図ることを目的として、防災訓練を実施した。

本訓練での訓練目的を達成するための具体的な訓練目標は以下のとおり。

- a. 訓練全体を通して対策本部、防護隊の指揮・運営等の管理が適切に実施されること。
- b. ERC 対応機能が強化されていること。
  - ・ ERC へ送付する情報が十分であり、分かり易い表記になっていること。
  - ・ ERC との情報連携（電話による会話要領、FAX 送信要領、対応人員適正化）が改善されていること。
  - ・ EAL 通報基準該当の説明が妥当であること。
- c. 戦略シートの運用が向上されていること。
  - ・ 戦略シートの内容、形式が妥当であること。
  - ・ 戦略シートの運用により、発災事象、事象収束に関する情報が対策本部と ERC の間で円滑に共有されること。
- d. 対策本部の機能が強化されていること。
  - ・ 発災事象の状況変化に合わせた放射線モニタリングが行われること。
  - ・ 要員の動線を考慮して対策本部内の配置の見直しを行った結果が有効であること。
  - ・ 対策本部内の重要情報の共有が円滑に行われること。
- e. 記者発表文作成・内容確認機能が強化されていること。
  - ・ 記者発表文の記載内容のチェック機能が有効であること。
  - ・ 記者発表文の内容が記者発表時点の事象の状況に整合していること。
- f. 負傷者救出方法が改善していること。
  - ・ 負傷者の容態変化の有無を継続的に確認していること。
  - ・ 負傷者を待機させる際に速やかに搬出できる場所を選定していること。
- g. これまでの訓練課題へ改善を図った事項の有効性が確認でき、過去の課題が再発しないこと。

## 2. 実施日時および対象施設

### (1) 実施日時

2019年10月1日（火） 13：10～16：45

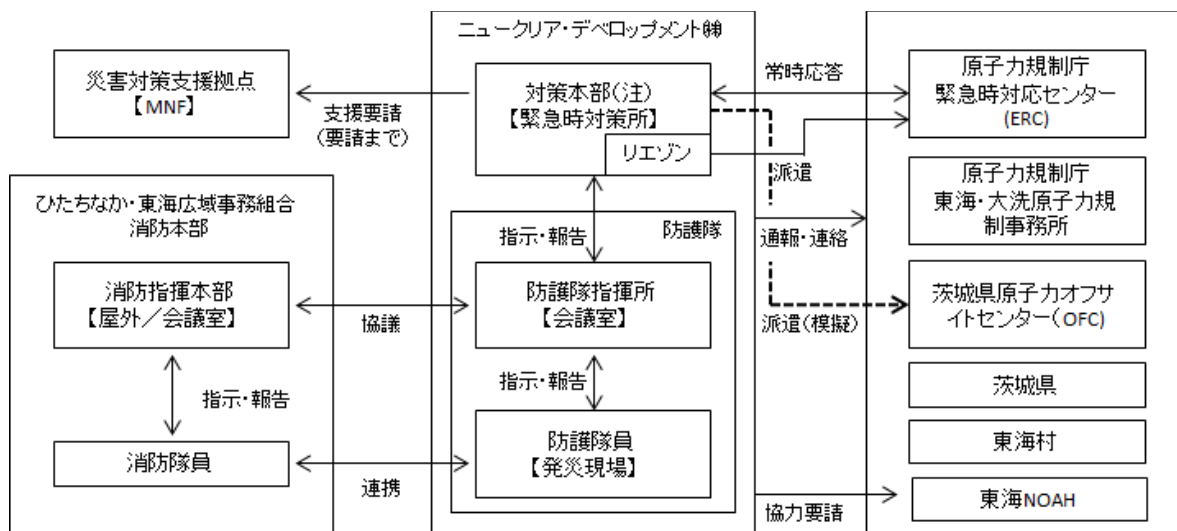
### (2) 対象施設

ニュークリア・デベロップメント株式会社

- ・ 緊急時対策所
- ・ 防護隊指揮所
- ・ 燃料ホットラボ施設、事務本館

### 3. 実施体制、評価体制および参加人数

#### (1) 実施体制



(注) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）事象未済の場合は防護活動本部として立ち上げ、原災法事象到達時に対策本部へ移行する。本書では、防護活動本部及び対策本部を以下「対策本部」と記載する。

#### (2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者（当社社員、他原子力事業者及び広域消防）を選任し、訓練目的を踏まえ予め定めた評価項目に対して評価し、また訓練終了後に実施した反省会を通じて、改善点を抽出した。また、これまでの訓練での改善事項に対しての有効性を評価した。

#### (3) 参加人数

参加人数；プレーヤ（訓練参加者）86名、コントローラ（訓練進行管理者）3名  
 参加率；120%（参加人数／訓練参加計画人数74名）  
 評価者；7名（緊急時対策所、防護隊指揮所6名、発災現場1名）

### 4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

原災法第10条事象および第15条事象に至る原子力災害を想定した。詳細は以下のとおり。

#### (1) 訓練形式

- ・本部長、副本部長、防護隊長、防護副隊長、各班長及びリエゾンにシナリオ基本部分を開示した。
- ・訓練途中、一部の作業（火災鎮火確認後の施設点検作業）について時間スキップを行った。但し、スキップ時間帯以外の進行時刻は実時間とした。

#### (2) 訓練想定

- ・平日、勤務時間帯に分電盤火災が発生し、火災鎮火後に燃料集合体をクレーンで移動していた作業中に誤って燃料集合体を落下させ、燃料棒が破損、放射性ガスが環境に放出され、全面緊急事態（GE）に至る事象を想定した。
- ・ERC派遣要員のリエゾンは原子力規制庁内に他要務の出張で在中していると想定した。

## (3) 事象進展シナリオ

白抜き：状況付与を示す

時刻	No	対応者	事象（概要）	EAL
13:10	1	コントローラ	・燃料ホットラボ施設（F棟） サービスエリア内分電盤火災発生	
	2	火災発見者	・119通報（実通報）	
	3	施設内作業員	・消火活動開始	
	4	防護隊長	・社内緊急放送 ・初期現場対応指示（退避） ・防災要員招集	
	5	本部長	・非常事態宣言（社標準の規定に基づく） ・防護活動本部設置	
	6	活動本部要員	・規制庁事故対処室へ火災発生情報を電話にて連絡（模擬）	
13:15	7	消防	・消防到着	
13:25	8	コントローラ	・消火終了	
13:35	9	コントローラ	・鎮火確認 ・施設点検作業のスキップ	
	10	活動本部要員	・規制庁事故室へ火災鎮火を電話、FAXにて報告（模擬）	
13:40	11	コントローラ	・F棟内の燃料取扱いプール内で吊り下げ状態にあった燃料集合体が誤操作により落下 ・燃料集合体が破損し、燃料棒内部からプール内に放射性ガス放出 ・退避行動中に転倒し負傷、傷口汚染有	
	12	防護隊長	・社内緊急放送 ・放射線危険区域設定 ・屋外作業員の避難、誘導、屋内退避指示、放射線防護具着用指示 ・グリーンハウス設置、被災者汚染検査指示	
13:50	13	コントローラ ERC コントローラ	・規制庁事故対処室へ燃料集合体の落下情報を連絡（電話、FAX（模擬））、その際ERC立ち上げの旨の返答を受け	
	14	ERC 対応者	・ERCプラント班へ電話接続（連携開始）	
14:00	15	コントローラ	・F棟排気筒ガスモニタ警報発報	
	16	施設内作業員	・サービスエリアから退避	
14:05	17		・排気筒ガスモニタ、モニタリングポスト測定値上昇	
14:10	18		・モニタリングポスト測定値1 $\mu$ Sv/h以上	
14:15	19	コントローラ	・F棟プール脇エリアガスモニタ故障	
14:25	20		・モニタリングポスト測定値5 $\mu$ Sv/h以上	SE
	21	本部長	・10条事象、判断	
	22	ERC 対応者	・10条事象確認会議	
	23		・10条通報（原災法1報FAX）	
14:35	24		・モニタリングポスト測定値5 $\mu$ Sv/h以上、10分経過	GE
	25	本部長	・15条事象、判断	
	26	ERC 対応者	・15条事象認定会議	
	27		・15条通報（原災法2報FAX）	
14:45	28	コントローラ	・環境モニタリング中にサーバイメータ故障発生	
	29		・25条報告（原災法3報FAX：事象時系列推移、対応戦略）	
15:00	30		・ガスモニタ、モニタリングポスト測定値低下	
15:05	31		・モニタリングポスト測定値が平常値	
	32		・25条報告（原災法4報FAX：事象時系列推移、対応戦略状況）	
	33		・25条報告（原災法5報FAX：プレス文、復旧計画）	
15:45	34	コントローラ	・規制庁ERCプラント班との連携訓練終了、振り返り	

15 : 55	35	プレス要員	・ 模擬記者会見（社内訓練）	
16 : 20	36	コントローラ	・ 防災訓練終了指示（復旧は完了していないが、訓練としては終了）	
			・ 訓練反省会	

## 5. 防災訓練の項目

総合訓練

## 6. 防災訓練の内容

- (1) 総合防災訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 招集訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 除染作業訓練
- (6) 避難誘導訓練

## 7. 防災訓練の結果および評価

「6. 防災訓練の内容」に示す各項目の訓練を実施し、訓練評価者による訓練結果評価、訓練終了後の反省会等により、計画した各訓練に大きな支障がなく、原子力防災組織が有効に機能することを確認した。ただし、いくつかの訓練項目にて改善点が抽出された。

各訓練項目の結果および評価は以下のとおり。

本文中の[改善点(番号)]は「9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点(対策)」の事項番号を示す。

### (1) 総合防災訓練

[結果]

- ・ コントローラからの状況付与を受け、現場作業員から試験部長に発災事象について緊急連絡が行われ訓練を開始した。連絡を受けた試験部長（緊急時体制宣言後は「防護隊長」という。）は所定の手順に従って緊急放送を行い、社長（緊急時体制宣言後は「本部長」という。）は対策本部の設置を指示し、全社での防災活動を実施した。
- ・ 防災要員の参集、体制構築（対策本部、防護隊）に続き、防護隊長は防護隊員に必要な指示を行うと共に、対策本部へ状況報告を実施した。発災状況の報告を受け、対策本部では、入手した情報を元に各機能班が役割に応じた活動を実施した。
- ・ 防護隊は、情報収集・整理・共有、状況判断、指示（復旧対策の策定、放射線防護具の着用等）、広域消防との連携（発災状況、環境データ提供、構内誘導、施設立入等）及び被災者救出（汚染検査、除染）を実施した。
- ・ 三菱原子燃料㈱に対し原子力事業所災害支援拠点立上げを要請する可能性ありとの通信連絡まで実動で訓練した。

[評価]

- ・ 緊急放送を受け、防災要員が対策本部、防護隊指揮所に速やかに参集し、人員点呼の結果が対策本部に報告・集約され、防護活動体制が構築できることを確認した。
- ・ 対策本部は、情報収集・整理・共有、状況判断、指示、社外関係機関への情報発信、ERCとの常時通話接続による情報共有、リエゾンによるERCへの情報提供の支援及び環境影響評価を実施し、発災から原災法第10条事象、15条事象に至る事象への対応機能を有していることを確認した。
- ・ 事象及び収束戦略説明のために放射線モニタ配置図、敷地鳥瞰図が重要であるが、ERC書架資料として配備していなかった。[改善点③]
- ・ 10条確認会議、15条認定会議で事象予測の説明、事象の収束戦略に関連して、周辺公衆への影響緩和のための戦略等を明確に提示できなかった。[改善点④]
- ・ 模擬記者会見において、説明者が専門的な用語を用いて説明する場面があった。[改善点②]

## (2) 通報訓練

[結果]

- ・燃料ホットラボ施設内プールでハンドリング中の燃料集合体の落下による放射性ガス警報の発報、原災法第10条事象、第15条事象の発生を受け、通報文の作成、FAX送信及び電話による着信確認を実施した。

<原災法第10条及び第15条事象に関わる通報連絡の所用時間（実績）>

事象の判断時刻	通報内容	FAX送信時刻	所要時間
14:25	原災法第10条通報 (モニタリングポスト5 $\mu$ Sv/h以上)	14:29	4分
14:35	原災法第15条通報 (モニタリングポスト5 $\mu$ Sv/h以上10分継続)	14:39	4分

[評価]

- ・本部長が原災法事象該当を判断後、速やかに（目標15分以内）通報文作成、FAX送信が行われ、通報連絡にかかわる実施体制、活動内容が妥当であることを確認した。

## (3) 招集訓練

[結果]

- ・試験部長の全館緊急放送を受け、社長（本部長）は構内放送により対策本部の設置を指示した。本部長、防護隊員は緊急時対策所、防護隊指揮所に各々集合し、点呼を行い、点呼結果は防護隊、対策本部がそれぞれ集計し、本部長に報告した。

[評価]

- ・対策本部立上げから短時間（4分）で所定の手順に従って防災要員の招集・確認が行われ、招集に係る実施体制、活動内容が妥当であることを確認した。

## (4) モニタリング訓練

[結果]

- ・放射線監視班は対策本部設置時より放射線データ（モニタリングポスト、ガスモニタ、排気筒モニタ、エリアモニタ）の監視を行った。放射線データに有意な変化があった後は、測定間隔を短くして測定を行った。放射線データを対策本部内に推移グラフで表示し、特定事象に至った際には本部長に報告した。
- ・放射線監視班は事象発生時の気象データ（風向、風速）を基に環境モニタリング測定の実施要領（測定場所、測定間隔）を設定し、防護隊に対し、環境モニタリングの実施を指示した。
- ・コントローラよりエリアモニタ故障、環境モニタリング機器故障発生の状況付与を受け、別モニタでの監視継続、予備機器への取替えが速やかに行われた。
- ・放射線監視班は収集したデータを基に、環境への影響を評価し、評価結果を本部長に報告した。

[評価]

- ・警戒事態該当事象、特定事象、事象収束に至る過程において放射線データの監視、機器故障時の対応、環境への影響評価の機能・能力を有していることを確認した。

## (5) 除染作業訓練

[結果]

- ・作業員が退避行動中に負傷し汚染したとのコントローラからの状況付与を受け、防護隊長の指示を受けた防護隊員が除染用グリーンハウスを設置し、汚染検査、除染を実施した。負傷者に残汚染があることから対策本部は受入れ可能な病院と調整し、救急車により負傷者を搬送した（救急車による搬送は模擬）。

[評価]

- ・汚染した負傷者に対し、応急措置、除染、搬送の一連の作業を行うことができたことから、実施体制、関連作業習熟度、消防との連携が妥当であることを確認した。
- ・負傷者に常時付添者を配置しなかった。負傷の程度に応じ、常時付添者を配置し容態を継続し観察するように改善する。[改善点①]

#### (6) 避難誘導訓練

[結果]

- ・燃料ホットラボ施設のプール内でハンドリング中の燃料集合体が落下し、その後、放射性ガス警報発報とのコントローラからの状況付与を受け、試験部長は全館緊急放送により、作業者の現場からの退避、全ての建屋の窓の閉め切り、防災要員以外の社員の屋内退避、外部入構者の屋内誘導を指示した。

[評価]

- ・事象発生から短時間（24分：負傷者の除染、退避含む）で所定の手順に従って適切に避難・誘導指示が行われたことから、実施体制、活動内容が妥当であることを確認した。

### 8. 前回訓練時の改善点への取組み結果

前回の総合訓練（平成30年10月12日）における改善点への取組み結果は以下のとおり。

No.	前回の総合訓練において抽出した改善点	取組み結果 [ ]内は「9. 今後の原子力災害対策に向けた改善(対策)」を示す。
1	ERCへ送付した放射線トレンドグラフについて、カラー表示のグラフをそのままFAX送信したため、グラフデータの識別が判りづらかった。	改善：ERCへカラー表示資料を送付する際は、電子メールにより送付するようマニュアル化し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：放射線トレンドグラフ、写真を電子メールにより送信できることを確認した。
2	事象進展予測、戦略的対応を明確するため戦略シートを初めて使用したが、記載内容、運用が十分でなかった。	改善：当社施設で発生しうる事象についてモデルとなる戦略シートを作成し、ERC書架に配備した。また、戦略シートの運用方法をマニュアルに記載し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：シートを使用して発災事象、施設状況、事象収束戦略を効率的に伝えることができた。 ただし10条確認会議、15条認定会議で事象予測の説明、事象の収束戦略に関連して、周辺公衆への影響緩和のための戦略を明確に提示できなかった。[改善点④]
3	対策本部とERC間の情報伝達に遅れ、抜けが生じた場面があった。またNRAによる警戒事態の認定情報が対策本部内で共有されなかったために、警戒事態該当事象発生連絡の発信がされなかった。	改善：ERC電話対応補助者を1名追加し、4名体制とした。また各要員の役割分担をマニュアルに追加し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：対策本部-ERC間の情報伝達に遅れ、抜け等はなく、またNRAによる警戒事態認定情報を受け、速やかに警戒事態該当事象発生連絡を行った。

4	ERCとの常時電話接続において、ERC対応者の発話がERCに向けた発話か、対策本部に向けた発話か不明瞭な場面があった。	改善：常時電話接続で使用する機器操作の説明をより分かり易く、また発話、中断、終了等の場合の言葉を定型化するようマニュアルを改訂し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：ERCとの常時電話接続時の情報連携が確実にできることを確認した。
5	対策本部内の防災要員活動スペースが狭く、時系列情報を記載するホワイトボードの視認性が悪く、情報共有に支障が生じる場面があった。	改善：対策本部内の机、機器の配置を検討し、再配置を行った。 結果：ホワイトボードの視認性が向上し、情報共有に支障がないことを確認した。
6	広域消防隊の正門到着と誘導担当者の到着のタイミングに差が生じ、構内への消防車両の進入が遅れた。	改善：広域消防に通報した時点で誘導担当者を正門に派遣するようマニュアルを改定し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：広域消防を時間遅れなく構内に誘導できることを確認した。
7	ERCへのFAX送信は目標時間である15分以内に実施できたが、ERC側での着信に時間が掛かった。	改善：ERC専用FAX機の使用方法について、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：ERC側での着信時間が短縮されたことを確認した。
8	10条事象の判断根拠についての説明に時間を要した。	改善：10条通報様式のモニタリングポスト指示値単位( $\mu\text{Gy/h}$ )とEAL通報基準の放射線量単位( $\mu\text{Sv/h}$ )を合わせるよう防災業務計画の修正を行った。また10条事象、15条事象到達の説明をEAL通報基準で明確に行うようマニュアルに追加し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：10条事象、15条事象到達時の判断根拠を短時間で確実に説明できることを確認した。
9	プレス文において、優先的配慮が必要な関係自治体および周辺住民に対する環境影響評価情報を冒頭部分ではなく文中下部に記載したことは適切でなかった。また、記載内容が発災事象の推移と合っていない部分があった。	改善：当社で発生する可能性がある災害事象について、モデルとなるプレス文例を作成し、マニュアルに追加し、また記者発表文の作成要領について、マニュアルを改定し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：環境影響評価情報、発災事象推移についてプレス文の記載が妥当であることを確認した。
10	10条事象に対応するモニタリングポストのEAL通報基準到達タイミングの確認と判断が遅れた。	改善：放射線計測値の変化があった場合は監視強化のため測定間隔を短くするよう放射線計測マニュアルを改定し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：放射線計測値に有意な変化が認められた時点で測定間隔を5分から1分に変えて測定を行ったことにより、EAL通報基準到達から遅れることなく該当判断ができることを確認した。



11	グリーンハウス設置時に負傷者を近傍で座らせていたが、容態確認のための声掛けが行われていなかった。また、除染後の負傷者を搬出に適した場所でなく除染場所近傍に待機させていたため、広域消防への引き渡しに時間がかかった。	改善：負傷者の容態変化を監視するために継続的に声掛け等を行うこと、また発災現場から速やかに搬出させるために適切な待機場所を選定するようマニュアルを改定し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：周囲の作業員から負傷者へ随時声掛けが行われたこと、搬出経路を考慮して負傷者の待機場所を選定できたことを確認した。ただし、負傷者に常時付添者を配置しなかったため、負傷者の容態の継続的な観察が実施されなかった。[改善点①]
12	発災現場にいた作業員の氏名情報を防護隊から対策本部に連絡していなかった。	改善：防護隊、活動本部のタスクシートに作業員氏名情報を確認する項目を追加し、周知教育、要素訓練を実施した。 結果：発災現場にいた作業員の氏名情報が防護隊から対策本部に確実に連絡できることを確認した。

## 9. 今後の原子力災害対策に向けた改善（対策）

今回の総合訓練において抽出した改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
①	<p>改善点：負傷者が一人になる場面があった。負傷の状態によっては単独で対応することが困難な状況も考えられるため、現場要員が介護者の要否をその都度判断する必要がある。</p> <p>原因：負傷者の程度に応じた常時介護者設置の要否判断の要領が明文化（マニュアル化）されていなかったことが要因である。</p> <p>対策：負傷の程度に応じ常時介護者の設置要否を判断することをマニュアルに規定し、全ての原子力防災要員に対して周知教育、要素訓練により習熟を図る。</p>
②	<p>改善点：記者会見において、説明者が専門的な用語を用いて説明する場面があった。</p> <p>原因：記者会見マニュアルの不備、及び記者会見要員の習熟不足が要因である。</p> <p>対策：説明時に専門用語を用いない等、用語の使用についてマニュアルの見直しを行い、全ての原子力防災要員に対して周知教育、要素訓練により習熟を図る。</p>
③	<p>改善点：事象および収束戦略説明のために放射線モニタ配置図、敷地鳥瞰図が重要であるが、ERC 書架資料として配備していなかった。</p> <p>原因：ERC 書架資料として、事象及び収束戦略の説明のために必要となる資料の検討が不足していたことが要因である。</p> <p>対策：ERC 書架に配備すべき資料を再検討し、ERC 書架資料、緊対所書架資料の整備を速やかに行う。</p>

No.	今回の総合訓練において抽出した改善点
④	<p>改善点：10条確認会議、15条認定会議で事象予測の説明、事象の収束戦略に関連して、周辺公衆への影響緩和のための戦略等を明確に提示できなかった。</p> <p>原因：事象進展予測について、事象発生直後に事象の情報が十分に収集できていなかったことが要因である。また、事象収束戦略について、放出される希ガス量は限定的、かつ施設内のセルは常時負圧維持が求められることから、排気設備は停止しない事象対応手順としていたが、第一優先として緊急時に周辺公衆への影響を可能な限り低減するという観点が不足していたことが要因である。</p> <p>対策：発災時の状態、規模等について情報を早期に収集し、事象の推移をより適時かつ具体的に予測、説明できるように事象の進展予測フロー図の作成等を検討する。また、周辺公衆への影響を可能な限り緩和することを第一優先とした事故発生等の緊急時対応戦略の見直しを行う。</p>

## 10. 総括

今回の訓練結果を下にPDCAを回すことにより、原子力防災業務計画および中期計画を見直し、防災体制の継続的な改善を図っていく。

以上

## 防災訓練の結果の概要（要素訓練）

## 1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子力事業者防災業務計画 第 2 章 第 7 節「防災訓練の実施」に基づき実施した要素訓練であり、各種個別手順に対する対応の習熟が目的である。

## 2. 訓練実績と今後の原子力災害対策に向けた改善点

報告対象期間中に実施した要素訓練の結果と改善点は以下のとおり。

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加者数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
臨界事故想定訓練	燃料プールで臨界事故が発生したと想定し、資機材準備、事象収束作業時の被ばく線量評価、保護具着用、ホウ酸投入、ホウ酸水注入等の一連の作業が行えることを確認する。	防護隊要員	2019年9月17日 13:00～15:00	15名	結果：作業標準に従って臨界収束のための一連の作業（ただしホウ酸投・注入は模擬）ができることを確認した。 改善点：作業員安全確保、ホウ酸投入作業時間短縮のための改善が必要なことが明確になったことから、作業標準の見直しを行う。
対策本部－防護隊情報共有訓練	事象発生から収束までの一連の事象推移の過程で活動本部と防護隊間での情報共有、対策本部から外部への情報発信等の一連の対応が支障なく行えることを確認する。	対策本部要員、 防護隊要員	2019年9月19日 15:00～17:30	45名	結果：緊対所の配置見直しにより、緊対所内の情報共有状況が改善した。 ERCへのFAX送信、電子メール送信、および戦略シートの運用に手間取る場面があった。 改善点：ERCへのFAX送信を担当する要員を追加配置することとした。電子メール送信、戦略シート運用の手順の再確認のための教育を行った。

原子力事業所災害対策支援拠点との連携訓練	緊急時対策所から支援拠点まで資機材を輸送できること、および輸送時間（資機材積み込み、輸送、搬出）を確認する。 通信機器（携帯電話、モバイルパソコン）を使用して、緊急時対策所ー支援拠点間で情報送受信が行えることを確認する。	対策本部要員、防護隊要員	2019年9月30日 13:00～14:00	7名	結果：原子力事業所災害対策支援拠点へ資機材（防災業務計画 別表第10に記載）を確実に輸送できること、支援拠点と緊急時対策所間の通信が支障無く行えることを確認した。 改善点：特になし。
通報訓練	勤務時間外に異常が発生した際の要員呼び出しに使用する携帯電話の連絡機能（呼び出し、応答）を確認するため、毎月、呼び出し対象者との通信訓練を実施している。通報を受けた要員は正常に受信したことを確認し、所定のキー操作を行う。	通報連絡対象要員	2018年11月5日、 12月3日 2019年1月8日、 2月4日、3月4日、 4月8日、5月13日、 6月3日、7月1日、 8月1日、9月2日	62名	結果：非常時の呼び出しに使用する携帯電話への連絡機能が確実に維持されていることを確認した。正常受信率の実績は、95～100%である。 改善点：特になし。

以上